

別添

令和 年 月 日

誓 約 書

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久靖 殿

申請者 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

私は脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))の申請を実施するに当たり下記の内容について理解の上、遵守することを誓約します。リースにおける車両、充電設備の貸渡し先に対しても誓約内容を遵守するよう求めます。この誓約書の内容と事実が反することが判明した場合には、当該事実に関して一切の措置に対して意義の申立てを行いません。

記

交付規程、公募要領に記載の注意事項、特に以下「申請に関する誓約内容」について、内容を確認し合意する場合、チェック☑を入れてください。

※すべての項目にチェックがない場合は、申請できません。

[申請に関する誓約内容]

- 代表申請者は、補助事業を自ら行い、かつ、その財産を取得する者に限ること。
- 本補助金の交付決定を受けた後は、新たに本補助金以外の国の他の補助金の交付について申請しないこと。
- 充電設備の申請にあたっては、課金装置の使用はしないこと、また車両台数を上回る充電器口数の申請は行わないこと。
- 申請に関連した書類は補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間(車両)又は6年間(充電設備)の間、保存しておかなければならないこと。
- 補助金の交付を受けた車両・充電設備については機構が配付するステッカーを補助対象車両、充電設備に貼付すること。
- 財産処分制限期間が経過するまで、機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならないこと。
- 補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証のため、補助対象車両の事業報告書(走行データ報告書)を当該年度及びその後1年間提出が必要であること。
- 補助事業の実施により二酸化炭素排出量が確実に削減されることが重要で、その義務が十分果たされないときは、改善のための指導を受けるとともに、事態の重大なものについては交付決定の取り消しもあること。